

議案第 73 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての市長の
専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると
認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、
承認を求める。

平成 22 年 4 月 14 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成 22 年 3 月 31 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 33 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 1 項中「若しくは同一世帯」を「、同一世帯」に、「又は同一世帯」を「、同一世帯」に改め、「なくなった場合」の次に「又は政令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「ときを除く。」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは被保険者数」を「、被保険者数」に、「又は被保険者」を「、被保険者」に改め、「なくなった日」の次に「又は特例対象被保険者等となった日」を加える。

第 32 条第 1 項第 1 号ア及びイ中「10 分の 6」を「10 分の 7」に改め、同項第 2 号中「第 29 条の 7 第 5 項第 1 号」を「第 29 条の 7 第 5 項第 3 号ロ」に改め、同号ア及びイ中「10 分の 4」を「10 分の 5」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のものアに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

第32条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る特例）

第32条の2 被保険者である納付義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第2項、第15条第2項、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項及び前条第1項の規定の適用については、第14条第2項中「合計額（」とあるのは「合計額（特例対象被保険者等の市県民税の課税標準である総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合に

おける市県民税額の合計額に相当する額。」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

2 特例対象被保険者等の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 納付義務者の氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 特例対象被保険者等の離職年月日

3 前項の規定による届出は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証（当該特例対象被保険者等に係るものに限る。）を提示して行わなければならない。
附則に次の1項を加える。

（被扶養者であった者に係る保険料の減免の特例）

5 当分の間、第39条第2項の規定の適用については、同項中「特に必要があると認めるときは、当該被保険者が被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過するまでの間に限り」とあるのは「特に必要があると認めるときは」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「当該被保険者が被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成22年度分の保険料から適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日の前日において改正前の条例第39条第2項の規定により保険料の減免を受けている者は、新条例附則第5項の規定により読み替えて適用する新条例第39条第2項の規定により保険料の減免を受けたものとみなす。

理 由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなり、早急に川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じたため